

200830013A

厚生労働科学研究費補助金

エイズ対策研究事業

日本の性娯楽施設・産業に係わる人々への
支援・予防対策の開発に関する学際的研究

平成 20 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 東 優子

平成 21 年 (2009) 年 3 月

目 次

I	総括研究報告 日本の性娯楽施設・産業に係わる人々への支援・予防対策の開発に関する学際的研究	東 優子	1
II	分担研究報告		
A	性娯楽施設・産業に係わる人々への健康教育介入に向けて		
A-1	性娯楽施設・産業に係わる人々への健康教育介入に向けて —コミュニティ参加を促進する立案・実施・評価ガイドラインについての検討	徐 淑子	5
A-2(1)	解題：ニュージーランドにおけるセックスワークの「非犯罪化」過程	堀江有里	8
A-2(2)	ニュージーランドの性産業における職業上の健康と安全に関する手引書（2004年6月／ニュージーランド労働省職業安全保健局）	(翻訳) 堀江有里	14
B	性娯楽施設・産業従業者(SW)の保健行動の阻害要因に関する研究	榎本 てる子・青木 理恵子・東 優子	35
C	青年期女性における金銭が介在する性行動とセクシュアル・ヘルスの問題－携帯電話のwebアンケートを用いた調査から－	野坂 祐子他	41
D	「性風俗にかかわる人々」にとってのコミュニティ開発に有効な手段の検討		
D-1	セックスワーカーのいるまち	東 優子	68
D-2	女性向けイベント「おいしいセックス？」男性調査・女性調査から見える金銭の授受を伴う性行動とHIV感染への脆弱性について」成果報告	野坂 祐子	70
III	資料		
	HIV予防対策と接近困難層——ハーム・リダクション事例に学ぶ	東 優子	75
	セックスの安心と安全に関するアンケート調査（女性調査）		83

日本の性娯楽施設・産業に係わる人々への支援・予防対策の開発に関する学際的研究

課題番号: H18-エイズ一般-014

研究代表者: 東 優子 (大阪府立大学人間社会学部 准教授)

分担研究者: 徐 淑子 (新潟県立看護大学 講師)、野坂 祐子 (大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター 講師)、榎本てる子 (関西学院大学 准教授)

1. 研究目的

当研究班の目的は、「性娯楽施設・産業に係わる人々」、主として女性SW女性(外国人を含む)および顧客、ボーダーレス・ワーカーら、当事者のリスク行動の実態、感染への脆弱性と社会的諸要因の関連を学際的に調査・分析し、well-beingおよび我が国におけるHIV/AIDS対策事業に貢献することにある。当事者あるいは当事者について熟知する者(キーパーソン)の参画を含め、職際・学際的なメンバーを編成することによる「コミュニティ参加型アプローチ」の実践を目的としている。分担課題(A~D)別の目的は、以下の通りである。A. 「性娯楽施設・産業に係わる人々」への健康教育介入に向けて、コミュニティ参加を促進する立案・実施・評価ガイドラインを検討する、B. SWの保健行動の阻害要因を把握し、介入プログラムの開発につなげる(前年度の総括調査)、C. 「ボーダレス」な女性SWの実態を把握する(前年度の総括調査)、D. 「性風俗にかかわる人々」にとっての「コミュニティ開発」に有効な手段を検討する。

2. 研究方法

A. ガイドライン構成の検討には、具体的事例としてEUR OPAP/TAMPEP 発行の Hustling for Health、英国政府発行の Drug Intervention for Street Sex Workers、ニュージーランド政府発行のセックスワークと健康ガイドラインを参考した他、基本フレームワークとして、Public Health Communication Interventionにおいて Nurit Guttman が提唱したフレームワーク、Bartholomew LK らの Intervention Mapping Approach を用いた。また、情報源として、平成18~20年度において、当該研究班にて収集した情報を用いた。

B. 前年度の日本人SW(N=10)で使用したインタビューガイドを使用し、外国人SW(N=7)の保健行動の阻害要因を把握するための反構造化面接調査(約1時間)を行った。被面接者の内訳は、性別(女性5名、男性2名)、国籍(タイ2名、フィリピン3名、ポリビア1名、ブラジル1名)、年

齢層(10代後半3名、20代前半4名)、職歴(歌手・ダンサー2名、管理売春3名、ブローカー/ホスト2名)である。

C. 携帯電話のアクティブユーザーを中心に分析した前年度の調査(N=2,264)に続き、今年度はより広い層の女性を対象とした調査を実施すべく、高収入アルバイト情報誌サイト(月間約20万件の閲覧)および同誌のメルマガ登録会員(約1,600名)を対象に、「18歳以上の性交経験者」に対してアンケート協力の募集を行い、研究班のホームページ上に設置されたアンケートについてPCと携帯電話から回答できるようにした(調査期間は2008年12月18日~2009年1月23日)。

D. 「性風俗コミュニティ」のキーパーソンを対象とするインタビューを行い、諸外国のSWコミュニティ開発に関するフレームワークとの比較を行った。また、コミュニティ・ディベロップメントの試策として、当事者あるいは当事者について熟知する者(キーパーソン)が参画し、既存のサイトとリンクさせるポータルサイトの機能をもつホームページを開設し、その有効性をモニタリングした。

(倫理面への配慮)

本研究は大阪府立大学人間社会学部の研究倫理委員会の承認を経て実施している。質問紙調査やインタビューではプライバシー保護について説明した上で書面による説明同意を求め、研究に係る全員について、補助作業において知りえた情報を口外しないよう指導を徹底している。研究班のwebサイトにおいて正しい知識の普及啓発、調査結果を公表など、情報公開にも努めている。

3. 研究成果

A. ガイドライン策定にあたって諸情報を検討した結果、勘案すべき事項として、以下のものが特定された。1) ガイドラインの目的(現況把握、立案・実施・評価における基準と記述言語を提出すること)と機能、2) ガイドラインがとりあつかう内容(用語の定義、ミッション、範囲と介入の次元、健康教育介入の立案・実施・評価のプロセス、対象の健康教育ニーズ、行動目標に応じ

た介入方法の選択、プログラム・マトリクスの雛形と作成方法、その他（資料など）。以上の内容に沿って、ガイドラインの草案を研究班内で作成する。

B. 外国人SWへの半構造面接を通じ、1) 保健行動の阻害要因として日本人SWと類似する問題（基本的知識の欠如、低調なピア・ネットワークの実態、売却法・風営法などの壁）が明らかとなると同時に、固有の問題（言語の壁、管理システム、在留資格問題、外国人コミュニティの実態、またそれらに起因する情報・保健医療サービスへのアクセサビリティの困難さ）などが明らかとなった。さらに、今後の介入手法の開発において勘案すべき事項（コンタクト・パーソン、特別な配慮を要する外国人コミュニティの実態、それに基づく介入の「場」と手法に関する工夫など）が明らかになった。

C. 高収入アルバイト情報誌サイトを通じた調査は集票期間が未了のため、研究成果発表会および報告書にて結果を発表する。

D. 性風俗業界のキーパーソンとのネットワーク、聞きとり調査を通じて、「コミュニティ開発」の可能性を検討したところ、1) セックスワーカー-NGO および個人の活動の歴史から、活動の阻害要因の一部が明らかとなり、今後の対策と提言の基礎資料が得られた、2) 保健所や風俗求人雑誌メディア、プロモーター、外国人支援団体とのネットワークにより、今後の協働の可能性が検討された。また、MSMなど性的マイノリティ・コミュニティとの違いを踏まえたコミュニケーション・プラットフォームとしてのWebサイトの利用可能性を検討すべく「sexba.jp（せくすばっ）」を立ち上げたところ、開設から2か月間（10月末～12月末現在）で、セッション数7,212、閲覧ページ数24,313を数えている。平均滞在時間が2分を超えることから、少なくとも1コンテンツは閲覧されていることが推測される。過去1カ月間の1日平均セッション数は134で、多い日には200を超えており、新規セッション率80.20%からも、新規閲覧者の幅広い取り込みが推測される。

4. 考察

匿名性・不可視性・接近困難性をもつ個人・集団を対象とするプログラムの試行と展開において、本研究が目指すのは当事者あるいは当事者について熟知する者を含めた職業・学術的なメンバーが参画する「コミュニティ参加型アプローチ」である。本研究班のテーマである「性娯楽施設・産業に係わる人々」は、どの立場（接客女性、顧客、経営者）であれ、社会的逸脱のラベリングにより社会的不利益を受けることに、うんざりし、反発している人々であり、保健医療サービス提供者にとっての「接近困難層」である。過去3年間における本研究班が集積したデータは、HIV

／STD予防の教育や施策に有益な基礎情報を提供するものであるが、それ以上に、研究班が用いた研究方法は国内での前例がなく、それ自体がキーパーソンとのネットワーキングの拡大と深化の成果であると指摘することができる。今後はさらに、ガイドラインの策定およびそれに続くパイロット・プロジェクトの試験を通じて、当事者であり「接近困難層」として捉えられてきた人々が関与し、意味をともなう「コミュニティ参加型」アプローチの実現を促進していきたい。

5.自己評価

1) 達成度について

研究課題の進行に合わせて、研究班のキーパーソンとのネットワーキングはさらに進んでおり、コミュニティ参加の主意に沿う、実践研究の基盤の確立は、過去に同様の課題に取り組んできた研究班に類をみないものとなっている。また、このアプローチのメリットを最大限に生かすためには、多様なバックグラウンドをもつ参与者間の意見の集約と調整、関係調整が大きな鍵を握るため、コーディネーションの効率性を向上させ、よりよい健康教育介入の実践の促進が期待されるガイドラインの策定など、課題別研究の統合による包括的な成果が評価できる。

2) 研究成果の学術的・国際的・社会的意義について

本研究が提出するデータは、HIV／STD予防の教育や有効な施策に役立つ有益な基礎情報を提供するものである。また、本研究が重視する「コミュニティ参加型アプローチ」は、「個別施策層」あるいは「接近困難層」の人権や社会的背景に考慮した研究モデルを示すものである。とくに、高収入アルバイト情報誌との協働による調査の実施は国際的にも報告事例が確認されず、性風俗産業等への参入に関心を寄せる女性および関係者（顧客・経営者など）に当研究班の運営する情報サイトの閲覧を促すこと、彼らの準備性に寄与する情報が発信できる点は、接近困難層を対象とするコミュニティ開発の新規モデルとして注目に値する。

3) 今後の展望について

コミュニティ参加の主意に沿う、実践研究の基盤の確立は、過去に同様の課題に取り組んできた研究班に類をみないものである。「コミュニティ開発」の可能性を十分に活かし、経営者との協働による男性顧客およびSWへの介入、SWと保健所などの協働プログラムの開発と実践、外国人SWへの介入など、具体的な介入手法を展開してゆきたい。

6. 結論

専門家が提出する疫学的情報や、健康教育ニーズ、介入効果についての情報は、政策や世論の形成に用いられ、社会的資源（と

くに財源)の配分にも影響するが、それはプログラムの「対象」「受益者」とされる人たちに常にポジティブな影響を与えるとは限らない。当事者参加と職業・学際性のもとでの実践に資するとのできる健康教育プログラムには、多様な背景をもつであろう

参画者の共通言語を提供すること、健康教育介入の実践に必要な客観性と実証性を担保しながら実践のレベルまで掘り下げるここと、プログラムの「対象」「受益者」とされる人たちが「状況の定義」に影響する仕組みを提供することなどが重要となる。

研究発表

主任研究者

東 優子

和文

- 1) 東優子 セックスワーク & HIV/AIDS. Sex & Sexwork. 1:11-12, 2009.
- 2) 東優子 HIV 予防対策と接近困難層: ハーム・リダクション事例に学ぶ. 社会問題研究. 58:87-102, 2009.
- 3) 東優子 セックスワーカーのいるまち、ぶれいす東京 NewsLetter. 60: 1.
- 4) 東優子 HIV 感染への脆弱性とセクシュアル・ヘルス／ライツ. 社会問題研究. 57(2): 27-39, 2008.
- 5) 東優子 多様な性を認める社会と教育. 児童心理. 62(12): 79-86, 2008.
- 6) 東優子 性的少数者とセクシュアル・ヘルス／ライツ「健康」概念を取り込む戦略の行方—. ムーブ叢書 6『ジエンダー白書』(明石書店) 2008
- 7) 東優子 当事者主権と間違う権利. 石田仁編著『性同一性障害』(御茶ノ水書房) 2008

口頭発表

海外

- 1) Higashi, Y., Nosaka,S., Uchiumi, C., and Suh, S. Sexual Health Practices among Young Japanese Women Who Have Sex in Exchange for Money. The 10th Asia-Oceania Conference for Sexology and Exhibition. Oct 16-20. Beijing, China.

国内

- 1) 野坂祐子、内海千種、東優子、徐淑子 青年期女性における金銭が介在する性行動とセクシュアルヘルス. 第 22 回日本エイズ学会学術集会・総会、2008 年、大阪.
- 2) 東優子 日本の性娯楽施設・産業に係わる人々と「性の健康」. 日本性科学連合 第 10 回性科学セミナー、2008 年、京都.
- 3) 東優子 日本の性娯楽施設・産業に係わる人々への支援・予防対策の開発に関する学際的研究. 平成 18 年度エイズ対策研究事業研究成果発表会〔厚生労働科学研究費（エイズ対策研究推進事業）研究成果等普及啓発事業〕セックスワーカーのいるまち 2008、2009 年、大阪.

ポスター発表

- 1) 徐淑子、東優子、野坂祐子、内海千種、勝又沙織 日本人成人異性愛男性における性娯楽サービス利用時のコンドーム使用. 第 22 回日本エイズ学会学術集会・総会、2008 年、大阪.

分担研究者

徐 淑子

和文

- 1) 葛西賢太、徐淑子 リカバリー・ダイナミクス・プログラム日本導入の意義と可能性—AA プログラムとの共通点・相違点を検討しながら. 日本アルコール関連問題学会雑誌. 10: 83-88, 2008.

口頭発表

海外

- 1) Higashi, Y., Nosaka,S., Uchiumi, C., and Suh, S. Sexual Health Practices among Young Japanese Women Who Have Sex in Exchange for Money. The 10th Asia-Oceania Conference for Sexology and Exhibition. Oct 16-20. Beijing, China.

ポスター発表

国内

- 1) 徐淑子、東優子、野坂祐子、内海千種、勝又沙織 日本人成人異性愛男性における性娯楽サービス利用時のコンドーム使用. 第 22 回日本エイズ学会学術集会・総会、2008 年、大阪.

野坂 祐子

和文

- 1) 野坂祐子、菊池美奈子、山崎まゆみ. 高校におけるグループワークを活用した性教育の実践と課題. 大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター紀要, 創刊号 (印刷中)
- 2) 野坂祐子 被害者支援. 藤岡淳子編『対人関係における暴力—その理解と回復への手立て』(岩崎学術出版社) 2008
- 3) 野坂祐子 思春期男子の性的発達 ー中高生へのフィールドワークから見えてくるものー. 財団法人日本性教育協会編『思春期の性衝動～男の子の性を考える～(性科学ハンドブック vol.11)』(財団法人日本性教育協会) 2008
- 4) 野坂祐子 エスノグラフィックな手法とは. 無藤隆・佐久間路子編『発達心理学(心理学のポイント・シリーズ)』(学文社) 2008

口頭発表

海外

- 1) Higashi, Y., Nosaka,S., Uchiumi, C., and Suh, S. Sexual Health Practices among Young Japanese Women Who Have Sex in Exchange for Money. The 10th Asia-Oceania Conference for Sexology and Exhibition. Oct 16-20. Beijing, China.

国内

- 1) 野坂祐子、内海千種、東優子、徐淑子 青年期女性における金銭が介在する性行動とセクシュアルヘルス. 第 22 回日本エイズ学会学術集会・総会、2008 年、大阪.
- 2) 野坂祐子 教育フィールドにおける観察者の省察ー観察者の実戦経験の投影としてのフィールド理解. 日本質的心理学会第 5 回大会、2008 年、筑波.

ポスター発表

- 1) 徐淑子、東優子、野坂祐子、内海千種、勝又沙織 日本人成人異性愛男性における性娯楽サービス利用時のコンドーム使用. 第 22 回日本エイズ学会学術集会・総会、2008 年、大阪.

A. 性娯楽施設・産業に係わる人々への健康教育介入に向けて

性娯楽施設・産業に係わる人々への健康教育介入に向けて —コミュニティ参加を促進する立案・実施・評価ガイドラインについての検討—

徐 淑子（新潟県立看護大学 講師）

1. 研究目的

当研究班では、「性娯楽施設・産業に係る人々」、主として接客女性および顧客、ボーダーレス・ワーカーを対象とした健康教育介入のよりよい実践に資するための調査研究を実施し、情報を集積してきた。

当研究課題では、これらの情報を整理・検討し、性娯楽施設・産業の場での健康教育介入プロジェクト立案・実施・評価において実践者が用いることができ、また、介入の対象者をも含めた関係者とのコミュニケーションと情報共有を促すツールとなりうるような、ガイドラインの策定方法について検討することを目的とする。

匿名性・不可視性・接近困難性をもつ個人・集団を対象とする本研究班の調査研究およびパイロット・プログラムの試行においては、職際・学際的なメンバー編成が求められる。当事者あるいは当事者について熟知する者の参画も、当然その中に含まれる。本研究班がめざすところは、いわゆる、コミュニティ参加型アプローチである¹。

このアプローチのメリットを最大限に生かすには、多様なバックグラウンドをもつ参与者間の意見の集約と調整、関係調整が大きな鍵を握る。ガイドラインの策定は、コーディネーションの効率性を向上させ、よりよい健康教育介入の実践を図ることに最終的な目標があるといえる。

さて、セックスワーカーを対象としたプログラムには、人身売買や児童買春の防止、性的奴隸状況からの救済、性労働からの離脱支援、他職種への就業支援や育児支援を含んだ生活・福祉・自立支援、司法面での支援、アルコール・薬物依存症回復支援などさまざまなものがある²。

顧客を対象としたものには、一般的なエイズ・性感染症の予防啓発を目的としたものや、また、売買春の違法性についての啓發を目指すものなど、さまざまな価値・思想に基づいて、大小の規模でなされている³。

本研究課題では、このように、多様な事象を含む「性娯楽施設・産業」・性行為を商業的にやりとりする場面のなかから、エイズ・性感染症を中心とした「健康」事象に特定することとする。視点の特定化は、研究の目的およびその後につらなる実践への応用において、目的・目標および範囲を明確化することにつながるとの

認識の上、なすものである。介入の対象となる人々の生活構造や複合的困難を据え置くものではないことを付記する。

2. 研究方法

1) 情報源

平成18-20年度において、当該研究班にて収集した以下的情報を用いた。

- ・国内外の当事者支援団体によって得た情報
- ・当事者団体による出版物・ウェブサイト上の情報
- ・研究班による調査研究
- ・専門論文および学術書
- ・一般書籍および雑誌

2) ガイドラインの雰形（モデル）

ガイドラインの構成についての検討には、具体的な事例としてEUROPAP/TAMPEP 発行の Hustling for Health⁴、英国政府発行の Drug Intervention for Street Sex Workers⁵、ニュージーランド政府発行のセックスワークと健康ガイドライン⁶を参考した他、基本フレームワークとして、Public Health Communication Intervention⁷において Nurit Guttman が提唱したフレームワーク、Bartholomew LK らの Intervention Mapping Approach⁸を用いた。

(倫理面への配慮)

人を直接的な対象とする研究ではないため、倫理面についての特記事項はない。

3. 研究結果

上の諸情報を検討した結果、ガイドライン策定にあたって、勘案すべき事項として、以下のものが特定された。

1) ガイドラインの目的と機能

ガイドラインは、現況把握、立案・実施・評価における基準と記述言語を提出することを目的とする。ガイドラインを用いることによって、以下のことが期待される。

- ・ガイドラインを用いることによって、介入対象や介入が必要な事象を、客観的に記述することができる。
- ・健康教育介入に関与するさまざまな立場の人(stakeholders)

A. 性娯楽施設・産業に係わる人々への健康教育介入に向けて

の間で情報の共有化と共通認識の形成が進む。

- ・アドヴォカシーや、社会や出資者にたいして説明責任を果たす際にも活用することができる。

ガイドラインの機能として、以上のメリットが期待される半面、ガイドラインが取り扱っていない事象・想定外の事象について、ガイドラインを用いることによる事実誤認の弊害もありうる。そのため、ガイドラインがとりあつかう範囲について、明確にする必要がある。

2) ガイドラインがとりあつかう内容

(ア) 用語の定義

(イ) ガイドラインのミッション

- ・健康教育介入の目指すところ、社会への利益

- ・ガイドラインの目的

- ・ガイドラインを用いる人

- ・ガイドラインを用いる場面

(エ) ガイドラインがカバーする範囲と介入の次元

- ・介入対象の定義、あるいは対象を定めるための操作的定義の方法

- ・介入の次元（個人／小集団／組織／地域／社会／国・国際的・地球規模的）

(オ) 健康教育介入の立案・実施・評価のプロセス

- ・健康教育介入の5つの次元について

- ・Intervention Mapping Approachにもとづく6つのステップ

(カ) 対象の健康教育ニーズ

- ・行動目標の設定（行動ベースでのニーズの記述方法）

- ・行動目標を設定する際のエビデンスの用い方（資料3）

(キ) 行動目標に応じた介入方法の選択

(ク) プログラム・マトリクスの雰形と作成方法

(ケ) その他

- ・科学的エビデンスとは、その用い方、限界

- ・他の健康資源との連携・接続

- ・メディア・ポリシーについて

- ・現役のセックスワーカーや風俗ファン（顧客）をプログラムの実施者（ピアワーカー）とする際に留意すべき点

- ・倫理的配慮について

(コ) 資料

- ・事例集、リソース集

3) ガイドライン策定の方法

- （ア）以上の内容に沿って、ガイドラインの草案を研究班内で作成する。

- （イ）その後、セックスワーカー当事者団体・支援団体、風俗ラ

イター、ジャーナリスト、経営者、保健医療専門家、法律家などを対象にワークショップ形式の合同ヒアリングを行う、ガイドラインの編集に必要な基礎情報を得る。

- ・とりあげる内容の適切性、当事者への有用性

- ・用語・構成のわかりやすさ

- ・その他

（ウ）東班および合同ヒアリング参加者の中からタスクフォースを形成し、最終的な、成果物を編集する。

4. 考察

1) 健康教育介入の実践に必要な客觀性と実証性について

ガイドラインの策定（さらにはその後のパイロット実践）に参与する参加者の科学リテラシーのレベルはさまざまである。その一方で、調査研究の専門家間であっても、前提とする認識枠組、用語の定義やナラティブのスタイルが異なるのは普通である。これらのこと留意し、記述の客觀性や実証性のレベルをどこに定めるのかを確認しながら作業を進める必要があるであろう。

また、実証研究の限界であるところの”

- ・計測するようデザインされたものしか計測できない
- ・科学という枠組みのなかで把握できる情報を「仮説」として示している
- ・部分を分析し集合すれば全体が理解できるという信念や、全体プロセスは単純ステージの積み重ねの結果だという信念が存在する

を踏まえ、科学と実践の間での、現実的な着地点を見定めながらの議論が必要である。

2) 他（国）事例からの情報交味について

他（国）の実践事例を参照する際には、なるべく現地に赴き担当するプログラムオフィサー・ワーカーから直接ヒアリングすることが望ましい。社会調査方法論における現場主義の立場からみて、当然であるだけでなく、以下のような事情があるからである。

セックスワークにかんする健康教育介入プログラムやその他支援プログラムは、その性格上、大部分がコミュニティ・ベースで実施される。であるから、プログラムで使用される健康教育資材、マニュアル、事業報告書等は、現地語から英語等他国の調査者がアクセスしやすい言語へ翻訳されていることは少ない。

そもそも、文字として記録されている情報はあるプログラムの総体からみると一部分であり、記録者がだれであるか（実施者なのか、受益者なのか、第三者なのか等）によって、どの情報が記録に残されるかが大きく異なるのが普通である。

このように、電子媒体を通した情報公開が進み、また一方で当事者団体や専門家間の国や地域を越えた組織化が進んできてい

A. 性娛樂施設・産業に係わる人々への健康教育介入に向けて

るとはいっても、国際的な情報交換のベースに乗らない部分は、つねに調査者の想像以上に大きい。この前提のもとで、収集した情報の吟味に当たることが必要であろう。

できれば、プログラムを視察し、プログラムのクライアントと話をすること。プログラムを実施する団体のメディア・ポリシーによっては、外部者にプログラムの公開（視察）を行っていないところもあるが、その場合には、そのようなポリシーを運用する理由を尋ねるのがよいであろう。現場でどのようなトラブルが生じやすいのか、どのような経験にもとづいてどのようなポリシーを採用するに至ったのかの事情を知ることができる。

3) 健康教育介入を行うことの意味について

専門家が提出する疫学的情報や、健康教育ニーズ、介入効果についての情報は、「問題」や「事実」を定義する「力」をもつ。これらの情報は政策や世論の形成に用いられ、社会的資源（とくに財源）の配分にも影響する。

しかし、専門家が行う状況の定義、また、それにもとづく介入の結果は、プログラムの「対象」「受益者」とされる人たちに常にポジティブな影響を与えるとは限らない。

ことに、本研究班のテーマである「性娛樂施設・産業に係わる人々」は、どの立場（接客女性、顧客、経営者）であれ、社会的逸脱のラベリングにより社会的不利益を受けることに、うんざりし、反発している人々である。このような人々が関与し、意味をともなう「コミュニティ参加型」アプローチを実現するには、彼らが「状況の定義」に影響力をもつ仕組みが必要なのであり、そのスタートラインを設定するのが、本研究課題が提案するガイドラインである。

5. 自己評価

1) 達成度について

当該研究課題は、ガイドライン策定に向けての準備を進めるものに留まった。一方、他の研究課題の進行に合わせて、研究班のキーパーソンとのネットワーキングはさらに進んでおり、コミュニティ参加の意見に沿う、実践研究の基盤が確立された。

2) 研究成果の学術的・国際的・社会的意義について

ガイドライン策定後、要旨を英語、中国語などに翻訳し、クリエイティブ・コモンズのシステムを利用して著作権を保護しながらインターネット上に情報公開する。このことにより、国内外での貢献への可能性が開ける。

3) 今後の展望について

平成18年度から20年度までの研究成果を生かしながら、新体制のもとで、ガイドライン策定に向けての計画実現が望まれる。

6. 結論

当事者参加と職業・学術性のもとでの実践に資することのできる健康教育プログラム立案・実施・評価のガイドラインを着想し、その目的と機能、構成・内容について検討した。多様な背景を持つであろうプログラム参画者の共通言語を提供すること、健康教育介入の実践に必要な客觀性と実証性を担保しながら実践のレベルまで掘り下げること、プログラムの「対象」「受益者」とされる人たちが「状況の定義」に影響する仕組みを提供することなどが、ガイドラインの備える用件として明らかになった。

7. 知的所有権の出願・取得状況（予定を含む）

特になし

【注】

¹ コミュニティ参加型アプローチ文献

² Husling for Health

³ 顧客文献

⁴ Europap 前掲書

⁵ イギリスガイドライン

⁶ NZ

⁷ Nurit Guttman

⁸ Bartholomew LK et al. (2006): Planning Health Promotion Programs, an Intervention Mapping Approach, Second Edition, John Wiley and Sons, United States.

⁹ Nurit Guttman 前掲書

A. 性娛樂施設・産業に係わる人々への健康教育介入に向けて

解題：ニュージーランドにおけるセックスワーク「非犯罪化」過程への一考察

堀江 有里（エイズ予防財団リサーチレジデント）

本報告書に訳出した『ニュージーランドの性産業における職業上の健康と安全に関する手引書（A Guide to Occupational Health and Safety in the New Zealand Sex Industry）』はニュージーランド政府とセックスワーカー団体が協働して開発・発行したものである。本稿では「解題」として、この手引書発行の契機となった「売春改革法案（The Prostitution Reform Bill）」（2003年）の骨子と成立過程について考察し、今後の課題を素描する。

1. はじめに ——手引書訳出にあたって

本報告書に訳出した『ニュージーランドの性産業における職業上の健康と安全に関する手引書（A Guide to Occupational Health and Safety in the New Zealand Sex Industry）』は「売春改革法案（The Prostitution Reform Bill）」（2003年6月25日成立、同27日裁可）に基づき、ニュージーランド労働省・職業安全保健局が発行したものである。

本手引書は、「売春改革法」を施行するにあたり、その内容の周知と実質化を目的として作成されており、セックスワークに関する具体的なマニュアルや注意事項、義務事項を含むものである。そのため、読者として想定されている対象は、セックスワークに従事する労働者（被雇用者として何らかの店舗や組織に雇用されている人々のみならず、街頭や自宅で営業する自営者も含む）や、経営者などの雇用者、また性産業を利用する顧客、セックスワーカー当事者団体に至るまで広範囲にわたる。

訳出した「巻頭のことば」にあるように、本手引書策定に向けての実際の作業は、「職場の健康と安全」部局の協議に基づいて行われている。このように記すと、行政当局によるいわゆる“上意下達”的手引書のように思われるかもしれない。しかし、実際には、セックスワーカー当事者団体「ニュージーランド売春者コレクティヴ（New Zealand Prostitutes' Collective／NZPC）」との連携のもとで作成されており、ボトムアップの要素を含むものである。すなわち、作成過程においてセックスワークに従事する当事者や現場の声が反映されていることが垣間見える。ただ、当然のことながら、当事者や現場の声がどの程度反映されているのか／いないのかについては単純に推測することはできない。

なお、このたび、手引書訳出と本稿執筆にあたっては、以下の指摘を踏まえ、「売春改革法」という訳語を用いることとした。

この法律を日本に紹介した西島太一は、すでに“Reform”に「改正」という訳語が当てられている例〔千手2005〕とその意義に言及しつつ、あえて「改革」を用いることの妥当性を述べている。「ニュージーランドでは從来から分野名としての“prostitution law”（売春法分野）という概念はあった」ものの、それは個別法を指すものではなかった。すなわち、「“Prostitution Act”といった個別の法律があり、その改正法として本法が制定された」という経緯ではなく、「あくまでも1990年代以降本格化した売春改革運動の一つの結実として制定された新規の法律である」〔西島2007：228〕。このような経緯から、本報告書に掲載した手引書訳文および本稿でも、「改正」よりも「改革」という用語をあてるほうが適切であると判断した。

以下、本稿では本手引書発行の背景となった「売春改革法」（以下、PRA）の成立と展開について概観し、その意義を踏まえた上で、今後の課題を抽出することを試みたい。

2. 「売春改革法」の成立過程

（1）「売春改革法」の骨子

まず、PRAの骨子はつぎの五点に集約される。すなわち、（1）セックスワーカーの人権を擁護し、搾取から保護すること、（2）セックスワーカーの福祉および職業上の健康や安全を促進すること、（3）公衆衛生に資すること、（4）18歳以下の売春を禁止すること、（5）その他、関連する改正を実行すること、である。具体的に挙げるならば、①セックスワークに関わる言葉の定義、②セックスワーカーや売春産業の店舗の登録制度の確立、③セックス

ワーカーの権利の擁護（セイファー・セックスの慣行義務や 18 歳以下の売春行為とその利用の禁止、衛生・安全面での保障や義務項目）などを盛り込んだ内容となっている。

先述したとおり、ニュージーランドにはこれ以前、「売春」を専門的に扱う法律は存在しなかった。しかしながら、ほかの法律によって定められていたところにより、セックスワークはおもにつぎのような点で「犯罪」として扱われ、罰金を課せられたり、逮捕されたりするなど、処分の対象とされていた。たとえば、（1）売春目的の勧誘は 200 ドル以下の罰金、（2）売春宿を経営した場合は 5 年以内の禁固刑、（3）売春行為で利益を上げた場合は 5 年以内の禁固刑、（4）売春目的である人を周旋した場合は 7 年以内の禁固刑、などである¹。

PRA の成立と施行に伴い、セックスワークが「事業」として位置づけられることによって、これらの事例にみられるような法文は削除されることとなった。

また、セックスワークが「事業」として位置づけられることにより、ほかの事業と同様、「雇用における健康と安全に関する法律」が適用されることとなった。すなわち、この法律の適用によって、それまで法的・社会的にステイグマを付与されていたセックスワークをめぐる事柄——そして何よりもそこで危険と隣りあわせて働くべきをえない状況に置かれている労働者たち——が、少なくとも法的には他事業と同等の扱いを受ける権利があることが保障されることとなった。この点ではセックスワークをめぐる法的なパラダイムの転換が実現したこととなる。また、法的なパラダイムの転換により、セックスワーカーに付与された社会的なステイグマは、なくなるとはいえないとも、軽減される可能性がある。というのは、法／制度は、社会規範やそれに基づく人々の思考や態度に大きな影響を与えると考えられるからである。

ちなみに、PRA の全文や詳細については、西島太一による注釈つきの邦訳が発行されているので、そちらをご参照いただきたい〔西島 2007〕。

（2）「売春改革法」の成立過程

つぎに、PRA の成立経緯について、①国会での審議と、②セックスワーカー当事者団体の働きかけという観点から簡単にみておく。

①国会での審議

この法案は、2000 年に議員提出法案として、ニュージーランド国会に提出された。その後、国会での審議が継続することとなるが、事態は簡単に進展したわけではなかっ

た。ここでは詳細には踏み込まないが、セックスワークや「売春」をめぐっては、法や制度など明文化されたものだけではなく、社会における性規範の問題、そこから生じる差別や排除の問題、さらには労働者の権利の問題など、さまざまな軸が複数された「賛否両論」が拮抗する状況にある²。であるがゆえに、国会のみならず、社会における大きな議論を生み出すこととなった。

この国会での審議の経過のなかで指摘しておきたいのは最終討論の一場面である。そこでは、かつて性産業に従事していた労働党のベイヤー議員が、セックスワーカーが置かれた境遇について訴えたという記事もある³。（元）セックスワーカー当事者として主体をもった発言がなされたという点は、つぎのような意味をもつとも解釈できる。すなわち、国家とセックスワークという分離された領域での“机上の空論”的な議論ではなく、さまざまな立場による相互往還的な作用のなかで、法制化をめぐる議論がなされていったことが示唆されるということである。

結局、拮抗した議論の末につけられた〈決着〉は PRA の成立であった。しかしながら、この〈決着〉は、協議の上である程度の合意がもたらされた結果としてではなく、「議会のみならず報道や世論においても様々な議論を惹起しつつ結局 1 票差で可決されたという『いわくつき』の法律」としての成立であった〔西島 2007 : 226〕⁴。PRA が成立したという事実が伝えられていくときには、現状やその取り組みへの積極的な肯定的意見のみが取りあげられる傾向が生まれるが、実際には困難を極めた様子がこの点からもわかる。

②セックスワーカー当事者団体の働きかけ

また、先のベイヤー議員の発言のみならず、PRA 成立の経緯として忘れてはならないのは、セックスワーカー当事者団体の働きかけである。

ニュージーランドにおける性産業の歴史は、ヨーロッパの植民地時代からのものが記録として残っているが、セックスワーカーたちが主体となって権利活動を開始したのは、1987 年のことである。この年に数名のセックスワーカーたちが、性産業で働く人々のサポートと教育を提供することを目的として NZPC を立ち上げた。NZPC は翌年 1988 年 10 月にはウェリントンに事務所を構え、さらにオーランドやクライストチャーチなど他都市にも拠点を生み出すにいたった〔Jordan, 2005: 26-27〕。

その活動のなかで、NZPC は、PRA の法制化に向けても推進活動を展開してきた。セックスワーカーのビア・サポート活動や実態を把握するための動きとして、数 10 名に

インタビューを行ない、セックスワーカーの状況を描き出すためのリソースを準備したこと、PRA 成立に至る大きな貢献であったといえる。また、NZPC は、そこで集められた知見をもとに、セックスワーカー当事者としての声を国会議員に届ける役割をも担ってきた。

このように、NZPC は PRA 成立に大きな貢献をしてきたにもかかわらず、議員提案として法案が国会に提出された後、三年間の議論のなかでは、それらの声はすべて採用されたわけではないことが、NZPC によって指摘されている。その内容については具体的に記されていないため、詳細な内容や背景についてはわからない。しかし推測するすれば、NZPC が法制化やその後の手引書作成に積極的に関わってきたからこそ、否定的／消極的な見解を表明することが困難であったと解釈することもできる⁵。そこに生み出されたさまざまな矛盾と葛藤については、実際のセックスワーカーたちの声を聞くなかで浮かび上がってくるだろう。その作業については今後の研究に期したい。

3. セックスワークをめぐる状況の変化

(1) 「合法化」か「非犯罪化」か

さて、PRA 成立はどのような事態として把握することができるのであろうか。単純な言葉の問題として片付けることができるのは、ここでセックスワークが「合法化（legalisation）」されたのか、もしくは「非犯罪化（decriminalisation）」されたのかという点である。

両者の定義について、ジャン・ジョルダンは犯罪学の見地から、「売春」をめぐる法制の国際的な水準には4類型のアプローチ方法があると指摘している。すなわち、(1) 犯罪化、(2) 顧客の犯罪化、(3) 合法化、(4) 非犯罪化である。(1) と (2) は「売春」に関わる人々すべてを処罰対象とするのか、顧客に重きを置くかのあいだに差異が存在する。ここでは「合法化」と「非犯罪化」についてみておきたい。

まず、「合法化」とは、国家などが一定の条件を付与した上で「売春」を合法とするものである。この場合、セックスワーカーや店舗に登録／許可制のかたち——換言すれば、国家による管理——を採用するものが多い。国家の“お墨付き”があり、かつサービスを提供するセックスワーカーが健康診断を終えているという点で、顧客には利益となりうるものである。しかし、ワーカーにとっては、市民権や自由が侵害されることもある。たとえば、健康診断を本人の意思ではなく強制されたり、それを守らない場合に反則金を雇用者から要求されるという事態が起こりうる

ことが、その例として挙げられる。

一方、「非犯罪化」とは、字義どおり、「犯罪」とされているがために逮捕されたり罰金を科せられたりする状況から“自由”になることである。この「非犯罪化」には二つの態度がある。ひとつは、「売春」の意味内容には踏み込まない態度をとる消極的姿勢である。たとえば、「売春」とは成人間の合意による行為であるという認識を原則とするものである。また、「売春」の規制を行なうことで莫大なコストがかかり、国家財政のコスト縮減を理由とする場合もある。もうひとつは、公衆衛生や健康問題に関する観点からセックスワークに関わる危害——とくにセックスワーカーたちの身にふりかかる危害——の縮減をめざす積極的姿勢がある。この積極的姿勢においては、あらたな法律を設けるよりも、現行法で「売春」を規定する部分を改正し、「非犯罪化」が達成されることが多い [Jordan, 2005: 21, 77-79]。

これら消極的／積極的側面をあわせて考えてみると、「非犯罪化」の過程においては、取り締まりや管理の主体である国家の側と、具体的な労働現場での不利益を縮減することを目的とするセックスワーカー側の双方の利益が存在することが浮かび上がってくる。

ジョルダンは、これらのアプローチ方法を踏まえた上で、ニュージーランドの事例については、基本的には「非犯罪化」モデルに則ったものであり、かつ「合法化」の要素も取り入れたものであると述べる。というのは、あらたな法律の成立・施行により、セックスワークにおける労働の権利を確保するとともに、登録制度が導入されたり、実態把握のための調査が開始されている側面があり、二つのアプローチの要素が複合的に含まれているからである。

このような点から考察すると、権利の付与は、国家による管理と表裏一体であり、「非犯罪化」や「合法化」という位置づけが単純に労働者の権利のみに資するものであるとは断言できないことが浮かび上がってくる。

(2) 「売春改革法」成立後の展開

PRA の成立と施行によりもっとも大きく変わったことは、先述したように、セックスワークという労働が、ほかの事業と同様の権利や義務を有するものとして認識されたことにある。PRA では、セックスワークをめぐる実態や検証も含めて法執行状況を把握するために「売春法調査委員会（The Prostitution Law Review Committee）」を置くことが定められている（第 42 条）。調査委員会の役割は、

(1) 法律施行後、可及的早急に行なうべきこと、(2) 施行後 3~5 年が経過するまでに行なうべきことと二段階

にわたり明記されている。前者については、セックスワーカーの就業者数、その他の事項に関する評価を行ない、その内容を司法大臣に報告することを、そして後者についてはつぎの六項目に関する実態調査と評価や調査を行なった上で司法大臣への報告を行なうこととしている。すなわち、①法運用のあり方の調査、②就業者数やその他の事項に関して法律が及ぼした影響の評価、③性産業に従事することを回避し、廃業を援助するために採用しうる手段の性質や妥当性の評価、④法改正が必要もしくは望ましい場合があるかどうかの検討（登録証制度の妥当性や、他の政府機関による管理の可能性または必然性の有無、売春事業の立地を特定するための制度の必要性の有無）、⑤その他の法改正が必要か否かの考察、⑥さらなる調査の必要性の有無についての考察、についてである。

この調査委員会の構成メンバーは、11名のうち、3名を「NZPC（もしくはなくなった場合にはセックスワーカーの利益を代表するとみなされる団体）の指名による」ものとしている（第43条）。このように団体名が明記されることから見ても、ニュージーランドにおけるNZPCの影響力の大きさをみてとることができる。

実際に、2005年、2008年には、それぞれ報告書が発行され、大規模な実態調査がなされたことが示されている。ここでは、詳細を割愛し、以下、今後の課題として述べられている事柄を若干紹介するにとどめておく。

2005年に発行された調査報告書においては、司法大臣ベリンダ・クラークは、男性セックスワーカーや性産業を使用する顧客、薬物利用者のセックスワーカーに関する調査研究が圧倒的に不足していることを指摘している⁶。ここではセックスワーカーのなかでもさらに周縁化されたグループに焦点を当てたケアと施策の必要性があることが、あらたな課題として見出されている。また、2008年の報告によると、2003年と比較して、セックスワークに従事する人々の人数に変化はほとんどないものの、権利擁護に関しては大きな変化が起こっているという。たとえば、安全のために顧客を拒否することや、暴力事件が起こったときに警察に届け出ることが行ないやすくなったという点が挙げられている⁷。

これらの状況を概観すると、PRA成立以降、手引書を作成・配布することで啓発活動を継続し、さらに検証を行ない、フィードバックするというプロセスをみてとることができる。先述したように、国家による管理という側面をもっているために、セックスワーカーの労働現場には、プラス・マイナス両面の変化がもたらされていると推測することはできる。ただ、法の成立と労働に関する明文化とい

う形式のみでは終わらず、引き続き議論のあるなかで検証作業が行なわれている点については、労働現場の改善が期待できるという点でも評価できると考えることができる。

4. 残された課題 ——今後に向けて

本稿では、『ニュージーランドの性産業における職業上の健康と安全に関する手引書』発行にいたる経緯とその背景を踏まえるために、PRAの成立と展開について概観してきた。しかしながら、時間的制約の問題から明らかにできなかった点を多く残している。本稿を閉じるにあたり、積み残した課題を指摘しておく。

とりわけ、重要な課題として、（1）PRA施行後のセックスワーカーたちの状況、（2）セックスワーク以外の社会に生きる人々の反応、そして（3）法制化という政治課題そのものがはらむ問題を挙げておきたい。以下、それぞれを具体的に素描しておく。

まず、（1）PRA施行後のセックスワーカーたちの状況について。セックスワークが「非犯罪化」されたということは、セックスワークに従事する人々の労働の権利を保護し、労働条件を向上させることに資することとなった点では評価の声が挙がってはいる。しかし、依然として問題は残る。たとえば、ニュージーランドでは、「合法化」されたのは、市民権を有する人々に限定されている。現在、社会－経済的な理由から、自発的であり、強制的であり、セックスワークに従事する人々がグローバルな移動を行なっていることが指摘されている⁸。ニュージーランドの場合も、1980年代後半から1990年代初期にかけて、タイからの「不法」入国／滞在の移住労働者が経済的な理由からセックスワークに従事するケース、さらには2000年代に入ってから中国人セックスワーカーの数が増加していくことが報告されている〔Jordan, 2005: 47-49〕。今後、このような人々に対する必要なサポートが具体的に提示される必要があるだろう。

つぎに、（2）セックスワーク以外の社会に生きる人々の反応について。市民権をもつセックスワーカーたちをめぐる状況について依然として課題は残る。先述したとおり、PRAは「1票差」で可決されたという経緯をもつ。そこでは熾烈な論争が展開された。法律が施行されても、セックスワークに対する人々の偏見やセックスワーカーに対する差別意識が簡単に覆ることないだろう。たとえば、法案通過後、セックスワーカーの求人広告依頼に対し、「ワーク＆インカム（職業安定所）」が「その法律は現在の売春従事者を保護するためのものであり、売春を標準化する

ものではないと明言している」という理由づけにより、広告掲載を拒否したという報道もなされている⁹。ほかの事業と同等に扱うことが法律で決められても、それを拒絶する解釈が生まれることを示している。このような例をみれば、社会におけるセックスワークへの偏見や差別の問題が依然として横たわっていることがわかる。ニュージーランドのセックスワーカーをとりまく状況が日本と比較して、法的に保障されているからといって、それら法制度以外の社会的な状況が劇的に異なるとは簡単に予測してはならないことを、わたしたちに示すものもあるだろう。このような状況が草の根でどのように変化しているのか、また変化していないのかを丁寧にみていく必要がある。

そして、(3) 法制化そのものがはらむ問題について。権利が求められるときには同時に義務が発生する。また、そもそも社会においてスティグマを付与された状況から、それを「人権」問題として議論する際に、国家の承認を求めるることは困難でありつつも、人々の関心を生み出していくためには必要なプロセスだとみることもできるだろう。ただ、そこにはらまれる問題があることも事実ではある。

社会や国家をめぐる「承認の政治」について、政治思想の研究者・岡野八代はかつてつぎのように述べた¹⁰。

あくまでもすでに市民社会に生きる者たちが、無権利状態の者たちの声を判断し、たとえ自ら反省したとしても、その声が自分たちの価値を豊かにするから多様性を認めようという、既存の〈わたしたち〉中心の社会構造のあり方は変化しないのだ[岡野 2004:188]。

セックスワークをめぐる状況が「犯罪」として認識されるとき、そこに労働者として従事するセックスワーカーたちにはスティグマが付与される。市民社会に生きているはずの人々が「無権利状態」に留め置かれる。そこから権利を獲得し、尊厳を回復していくためには、まず「無権利状態」にあることを、より広く人々に知らしめていく必要がある。そして、尊嚴の回復と権利の獲得を求める戦略が立てられる。

しかし、そこで「無権利状態」に留め置かれている人々が存在するという現実を人々が知り、権利を付与するために承認が与えられたとしても、依然として課題は残る。たとえば、セックスワークをめぐる問題を、このような図式に当てはめた場合、たとえ、法律を成立させることによって労働の権利が認められたとしても、たとえ、労働条件に改善があったとしても、付与されたスティグマが簡単になくなることはない。そして、セックスワーカーに対するス

ティグマを付与してきた側には——自覚的であるにせよ、そうではないにせよ——どのような変化がもたらされるのだろうかという疑問も残る。国家や社会における承認の問題は、わたしたちにそのような問いを突きつける。

岡野はさらに「ある社会において権利として承認されたものは、もはや人権ではない、と考えてみる」という、ある種の思考実験を提起する。それは「歴史上否定されつづけてきた人権が存在するからこそ、また世界中至るところで声が聞き取られないがゆえに『荒野』に生きるかのようにして生きている人々が存在するからこそ、尊重しなければならないのだと気づかされる人権」があるのだと気づかされる契機を生み出すものもある〔岡野 2004:189—199〕。現実問題として、いまある危険を回避すること、いま剥奪された権利を回復していくことは必要なことであろう。まだ権利が剥奪されたまま留め置かれている人々にとって、最低限の尊厳が守られるために、さらなる施策も必要になってくるであろう。しかし同時に、そこからこぼれ落ちるもののがねにありつづけているのだ、ということを、わたしたちは忘れてはならない。それらもまた、法制化のプロセスと一緒に生まれてくる課題でもあるのだ。

本稿ではニュージーランドの事例を概観してきた。これらがわたしたちの生活する日本においてどのような示唆を与えているのか。また、日本ではどのような手引書や法律変革の可能性を構想していくことができるのか——これらの大きな課題を今後詳細に検討していく必要がある。

【付記】 本稿の執筆にあたり、何度もわたり草稿への丁寧なコメントをくださった奥田剛士さん（臨床心理士／大阪府健康福祉部保健医療室エイズ専門相談員、大阪府立大学非常勤職員）に感謝したい。とくに「合法化」と「非犯罪化」についての議論については奥田さんのご指摘に多くの示唆をいただいたことを付け加えておきたい。

【注】

¹ 本稿では原語に“prostitution”と表現されているものについては「売春」という用語を用いる。手引書の訳出についても同様。これらの事例紹介は NZPC の以下のサイトより引用した。NZPC, “Law” (http://www.nzpc.org.nz/page.php?page_name=Law, accessed on 27 February, 2009).

² 「賛否両論」が拮抗する類似の問題として、同性愛者をめぐる社会的状況の問題を挙げることができる。たとえば、欧米では象徴的に宗教（キリスト教）に現出する「同性愛者を認めるか否か」の議論が当事者の頭上を飛び越えてなされる問題が指摘されてきた〔堀江、2009a〕。筆者は現時点でセックスワーカーの置かれた状況とセッ

クスワークをめぐる議論についても同型の構造があるのではないかとみている。セックスワーカーとこのような同性愛者（とりわけ、レズビアン（＝女性同性愛者）が置かれた状況は「同性愛者」のあいだに横たわっているジェンダー差異による格差の問題を鮮明にする）をめぐる類似的社会構造の分析については、筆者の今後の課題としたい。この点については、桃河モモコさんとの対話のなかから着想を得ている。感謝の意を記しておきたい。³ 「社会のじかん・第4回：正義か？背徳か？売春をめぐる国々の決断」『ザッツ・ニュージーランド』（<http://www.gekkannz.net/thats/modules/nzjoho/index.php>, accessed on 27 February, 2009.）。

⁴ その票数は賛成 60 票、反対 59 票（棄権 1 票）という内訳であった（「社会のじかん・第4回：正義か？背徳か？売春をめぐる国々の決断」『ザッツ・ニュージーランド』／<http://www.gekkannz.net/thats/modules/nzjoho/index.php>, accessed on 27 February, 2009.）。

⁵ NZPC, "Law" (http://www.nzpc.org.nz/page.php?page_name=Law, accessed on 27 February, 2009).

また、差別／人権をめぐる政治的課題や法制化のプロセスで生じる“当事者の声を聞く”ことと“当事者を利用する”ことの線引きは非常に困難である。むしろ不可能であるといえるかもしれない。というのは、“当事者とは誰か”、“誰がそれを代弁できるのか”という問い合わせに付きまとい、そのこたえを提示することは不可能だからである。日本における少数者の人権と法をめぐる類似の問題として「性同一性障害・特例法」の成立を挙げることができる。性自認といわゆる「身体の性別」が一致しない人々の戸籍記載の変更を（一部）可能にした法律だが、成立過程において「性同一性障害」を自認する人々の内部や、そのほかの性的少数者とのあいだにさまざまな分断をもたらすこととなった。これらの分断線について、国家がいかなる存在を承認しようとするかという観点から拙稿で考察した〔堀江 2006；2009b〕。

⁶ Clark, Belinda, 2005, "foreword" [Jordan, ed., 2005: 4] .

⁷ SWAN (Sex Workers' Rights Advocacy Network in Central and Eastern Europe and Central Asia), "Sex Worker Numbers Same as 2003" (<http://swannt.net/en/node/1020>, accessed on 27 February, 2009).

⁸ たとえば、ヨーロッパにおけるセックスワーカーの団体 EUROPAP/TAMPEP は、移住労働者の状況について描出している。そこでは移住労働者のセックスワーカーたちは、言語や文化背景のちがいもあり、さまざまな困難にさらされていることから、情報提供やサポートの必要性が指摘されている。他方で、移住労働者の「移動」はさまざまな人々や場との出会いをもつものであることを積極的に取り上げられてもいる。そこでは移住労働者のセックスワーカーたちが劣悪な状況を改善しようとや、さまざまな人々や場をネットワーキングする主体

となりうることが指摘がなされている。このような役割の描出は、セックスワーカーたちが置かれている困難のみを強調するのではなく、積極的な意味づけを確認し、エンパワーメントを生み出していくという点でも非常に興味深いものである [EUROPAP/TAMPEP, 1998]（拙訳で本報告書に掲載）。

⁹ 「社会のじかん・第4回：正義か？背徳か？売春をめぐる国々の決断」『ザッツ・ニュージーランド』(<http://www.gekkannz.net/thats/modules/nzjoho/index.php>, accessed on 27 February, 2009)。

¹⁰ 本稿執筆にあたり、筆者が博士課程時代に学外でご指導くださいり、多大な影響を与えてくださった岡野八代さん（立命館大学／フェミニズム理論、政治思想）からのコメント・メモを読み返す機会があった。間接的ではあるが本稿はそこから多くの着想を得ている。感謝の意を記しておきたい。

【文 献】

- The European Network for HIV/STD Prevention in Prostitution (EUROPAP/TAMPEP), 1998, *Hustling for Health: Developing Services for Sex Workers in Europe*.
- 堀江有里、2006、「人権施策と〈性的少数者〉へのまなざし——日本におけるその非対称性を中心に」仲正昌樹編、『グローバル化する市民社会』御茶の水書房、85—113 頁。
- 堀江有里、2009a（近刊）、「キリスト教における当事者運動の可能性——同性愛（者）嫌悪への対抗言説の構築に向けて」『宗教と社会』学会『宗教と社会』第 15 号。
- 堀江有里、2009b（近刊）、「性的少数者の身体と国家の承認——『性同一性障害・特例法』をめぐって」日本解放社会学会『解放社会学研究』第 21 号 [2006 年 12 月原稿提出済／掲載決定済]。
- Jordan, Jan (ed.), 2005, *The Sex Industry in New Zealand: A Literature Review*, Ministry of Justice, New Zealand.
- Occupational Safety and Health Service, Department of Labour (New Zealand), 2004, *A Guide to Occupational Health and Safety in the New Zealand Sex Industry*.
- 岡野八代、2004、「荒野のなかの人権」『現代思想』第 32 卷・第 7 号、青土社、180—193 頁。
- Prostitution Law Review Committee (New Zealand), 2005, *The Nature and Extent of the Sex Industry in New Zealand: An Estimation*, Ministry of Justice, New Zealand.
- 西島太一、2007、「ニュージーランドの 2003 年売春改革法及び施行令」追手門学院大学オーストラリア研究所『オーストラリア研究紀要』第 33 号、225—262 頁。
- 千手正治、2005、「ニュージーランドにおける売春の非犯罪化：2003 年の売春改正法の成立」『犯罪と非行に関する全国協議会機関誌 JCCD』第 97 号、58—67 頁。

A Guide to Occupational Health and Safety in the New Zealand Sex Industry

June 2004, Occupational Safety and Health Service, Department of Labour

ニュージーランドの性産業における職業上の健康と安全に関する手引書

(2004年6月／ニュージーランド労働省 職業安全保健局・発行)

〔翻訳：堀江有里〕

◆もくじ

本手引書について
巻頭のことば

意図しない妊娠を避けること
8. 醒使障害 (Overuse Disorders)

第一部 本書の利用方法

第三部： 動機のアメニティ
9. 動機アメニティのクレンリネス

シャワー、風呂、トイレ
ランダムアメニティのクリーニング
漏れ出た体液の掃除
セーフタリー設備
スマミング／スパ・プールの消毒

ペーパーや食事供給エリア
10. 応急処置

11. 火元管理
12. 冷暖房
13. 照明

3. 役割と責任
先導改正法：2003年
雇用安全衛生法：1992年
セックスワーカーたちの組織
組合
監査機関 (regulatory agencies)

第四部： セックスワーカーの健康
4. セックスワーカー、クライエント、マネージャーのセクシーシュアル・ヘルス教育
5. セックスワーカーのためのセクシーシュアル・ヘルス・アセスメント
予防措

6. 自己防衛の装備 (Personal Protective Equipment)
自己防衛装備 (PPE) やセックス・トイ、その他の装備の保管と販売
使用 PPE を含む不実物の保管と販売

コンドームの保管や販売
性感染
アーマードタイプ・ヘルス
妊婦労働者

第七部： 社会心理的な課題
14. 暴力からの防護と安全
15. アルコール
16. ドラッグ
17. 勤場での差別
18. 勤場の喫煙と喫煙を許可される構内
18歳未満の喫煙へのアクセス
苦情
18. 苦情
19. 雇用者の参与
20. 勤場の書類

第八部： 健康と安全の提携
1. サービス提供に優先するクライアントの責任
2. サービス提供に優先するクライアントの責任
3. コンドーム破損・脱糞に対するべき行動
4. 雇用に関する最低限の権利
5. 雇用者の参与システム
6. 事故補償機構 (ACC)
7. 健康／衛生と安全イシフォメーションのリソース
8. 無性リソース

◆本手引書について (About this Guide)

このガイドは、ニュージーランドの性産業に係わるあらゆる人々、被雇用・自営・双方のセックスワーカー、経営者やオーナー、ほかにセックスワーカーの組織に係わる人々などのために書かれたものです。

それぞれのグループには異なった情報のニーズがあるために、このガイドは長いものになります。そのため、すべての情報を読み、吸収しようとするよりも、お手軽に読みし、自分に関連する部分を決めて読まれることをわたしたちは提案します。

このガイドは、4部構成です。第一部は、このガイドで使用する用語や概念や、さまざまな当事者たちの法的責任についての情報であり、雇用者やセックスワーカーの組織に役立つでしょう。

第二部は、セックスワーカーの健康／衛生 (health)、被雇用者の責任をも扱っていますが、よくて被雇用者に対する雇用者の責任についてカバーしています。

第三部は、是修宿 (brothels) で必要なアメニティについてカバーしたもので、おもにオーナーや雇用者に役立つものであると思われます。

第四部は、たとえば暴力やアルコール、ドラッグなどの社会心理的な要因について書かれています。被雇用者は雇用者の資格に考慮すべきですが、ここではおもに雇用者に役立つ情報を提供しています。

附録には、衛生／健診やアドバイスを提供することができる規制機関、そのほかの機関についての情報が掲載されています。コンタクト先についての詳細は、印刷途中で訂正した部分もありますが、しかし、すべてが現在使われているわけではないと思います。

データ票 (the Fact Sheets) は被雇用であれ自営であれ、おもに産業従事者に役立つと思われます。これらは自由に複数し、配布していただいてかまいません。

わたしたちは、どのように役に立ったか、改善すべき何らかの提案があるかを伝えて下さるごとを望んでいます。巻末添付のリブライ・カードをお使い下さい。郵送料は無料です。無記名でも個人情報を書き込んでください。

附録 1. 監査機関の規則

附録 2. 事故の記録と注意事項

附録 2. 事故の記録と注意事項	2. サービス提供に優先するクライアントの責任
附録 3. ニュージーランド歩春者コレクティブ	3. コンドーム破損・脱糞に対するべき行動
附録 4. 労働局事務所	4. 雇用に関する最低限の権利
附録 5. 健康／衛生機関	5. 雇用者の参与システム
データ表	6. 事故補償機構 (ACC)
1. 出張セックスワーカーのための安全と保護 ブッキング／仕事の確保／就労 出張セックスワーカーの安全に対する経営者 (operator) の責任	7. 健康／衛生と安全イシフォメーションのリソース 8. 無性リソース

◆卷頭のことば (Foreword)

「先春改革法案」(The Prostitution Reform Bill)が、法務・選舉問題委員会 (Justice and Electoral Select Committee)で協議されはじめたとき、委員会のメンバーたちは、性産業についての健
康／衛生 (health) と安全のガイドラインを開発すべきであると促しました。そして、職場の保健
と安全に対する責任について、先導機関である労働局 (Department of Labour) の職業安全保健局
(Occupational Safety and Health Service/ OSH) がこの手引書の開発を手掛けることとなりました。

2003年6月27日に「先春改革法」(Prostitution Reform Bill)が通りました。これは、ニュージ
ーランドのほかのあらゆる産業と同様に、性産業がいまや、保健や安全の規則のもとに営まれる
のだとということを意味しています。

この手引書は、性産業のオーナーや経営者、自営業者、雇用者、マネージャーや労働者に向け
られたものです。非常に広範なトピックを網羅し、場所や労働形態にかかわらず、ニュージーラ
ンドのすべてのセクタスワーカーにかかわるものであります。また、ここで提示した基準は、法的な義
務でもあります。これは留意しておくべきことです。

手引書を開発する際に、職業安全保健局は、その産業分野での雇用者や労働者のグループとど
もに作業を行ないます。この手引書についても、職業安全保健局は、自営のセクタスワーカー・
オーナー、経営者のみならず、「ニュージーランド売春者コレクティヴ」(New Zealand Prostitutes
Collective) とも協議をもちました。モデルとしては、「オーストラリア・スカーレット・アライ
アンス」(Australia's Scarlet Alliance) や「オーストラリア・エイズ組織連合」(the Australian Fed
eration of AIDS Organisations) によって開発され、刊行された『よりよい実践のための手引き：
オーストラリアの性産業における職業上の保健と安全』(*A Guide to Best Practice: Occupational
Health and Safety in the Australian Sex Industry*) を用いました。保健省 (The Ministry of Heal
th) や事故補償機構 (Accident Compensation Corporation/ ACC)、ニュージーランド警察、地方自
治体、労働局の雇用問題局 (Employment Relations Service/ ERS) は、専門家たちの分野に重要な
インプットをしてきました。

これは最初の手引書です。しかし最後のものではありません。職業安全保健局は、第二版に向
けて努力していただけようなどいードバックをお待ちしております。巻末にデータ表を付けて
おります。

あらゆるニュージーランド人がそうであるように、性産業に従事する労働者たちは、職場から
安全に安心して家に帰る権利をもっています。この手引書が、そのような権利を守るために意味
ある第一歩なのです。

職場の健康と安全・総主事 (General Manager, Workplace Health and Safety)
ボブ・ヒル (Bob Hill)

第一部 本書の利用方法

用語解説
1 :はじめに
2 : 本書の参考文献
3 : 检断と責任

◆用語解説

「ACC」とは、事故補償機構 (Accident Compensation Corporation) のことである。「傷害防止・
リハビリテーション補償法」(Injury Prevention, Rehabilitation, and Compensation Act 2001) について
の施行に責任をもつ機関である。

「事故 (accident)」とは、「雇用安全衛生法」(Health and Safety in Employment Act/HSA) の定義
によると、つぎのような事情を指す。
●誰かが危害を受けけるようなことを引き起こすこと
●異なった環境において、誰かが危害を受けること

「職場中 (at work)」とは、「雇用安全衛生法」の定義によると、その職場において利益や報酬
がある、あらゆる人々に關係するものである。
「先春改革法」(The Prostitution Reform Act PRA) の第10節 (Section 10) には、商業的な性的
サービスを提供しているセクタスワーカーが、「雇用安全衛生法」(HSA) の目的である「職場中」
として記されている。

「あらゆる有用なステップ (all practicable steps)」とは、「雇用安全衛生法」では重要な用語で
ある。たとえば、被雇用者、雇用者、事業主、自営者、職場で管理されている人々、職場で使用
する設備の完璧者など、法的な義務をもつ人々に要求されるケアの基準を記すものである。それ
は「雇用安全衛生法」第2章 A (Section 2A) で定義されているように、あらゆる環境においてあ
らゆる成果を達成することと関係して、その環境のなかでなすことが妥当で有用である結果を導
き出すようなすべてのステップを意味するものである。たとえば、つぎのような事例に考慮する
ものである。

●成果が達成されなければ破りうる危害の性質や重要度
●成果が達成されなければ破るであろう性質や重要度をもつ危害の見込みについての知つては
くこと

- そのような性質の危害について知つておくこと
- その成果をねらうとする手段やそれらの諸手段の適当な効力について知つておくこと
- それら諸手段の利用可能性やコスト

長方形の非透過性ラテックスが改良によって生産され、性感染症を予防するため、オーラル／陰、オーラル／アナルの性行為に利用されるようになった。

「地域保健ボード（District Health Board）」は、2000年の「ニュージーランド公衆衛生障害法（New Zealand Public Health and Disability Act）」第19節のもとに設置されたものである。

「被雇用者」とは、「雇用安全衛生法」の定義によると、年齢にかかわらず、雇用されて何からかの仕事（商業的な性的サービスも含まれる）をする、もしくはサービスをするという契約のもとに報酬を得る人である。契約（もしくは同意）は、書かれたものも団頭によるものも含まれる。法の目的によると、被雇用者の定義は、ある環境においては、研究者、派遣労働者（hired workers）、ボランティアを含むものである。
 注意：セックストローカーは、商業的な性的サービスを利用する者（client）の「被雇用者」ではない。

「被雇用者参加システム（Employee participation system）」とは、雇用者と被雇用者（また被雇用者組織も含まれる）のあいだの取り決めのうち、職場における健康／衛生や安全と関連するなかで被雇用者の参加が許されているものをさす。たとえば、以下のとおりである。

- 知識や専門技術に關係する、あらゆる人々は、職場は健康／衛生に、かつ安全に保たなければならない。
 - 被雇用者やその職務に影響する決定をするときには、雇用者は実際には健康／衛生や安全の問題に直面する被雇用者から情報をえなければならない。
- 「雇用者」とは、「雇用安全衛生法」では、何からかの仕事（商業的な性的サービスを含む）をするため、もしくはサービスをするという契約のもとに報酬を得るため、他者を雇用する人（企業を含む）であると定義されている。
- その契約とは、書かれたものや団頭によって、明示されたり、含意されたりするものである。
- 注意：商業的な性的サービスを利用する者（client）は、サービスを提供するセクスワーカーの「被雇用者」ではない。

「感染者（communicable disease）」（旧名・感染症疾患 infectious disease）とは、特定の感染源もしくは毒性物による傳気のことである。影響を受けやすい主体（a susceptible host）が感染者や動物、病原体保有者からの伝染を通して起こるものである。直接的・間接的に、あるいは動植物や媒介物を通して、また無生物の環境から、非直接的に感染することもある。

「契約者（contractor）」とは、「雇用安全衛生法」では、利益や報酬を得るために何らかの仕事をするよう、ほかの人によって雇われている人（被雇用者としてはなく）であると定義されている。

「ダメ」とは、もともと、歯科の処置で使われていたもので、厚い正方形のラテックスである。後に、「性産業ワーカーズ（Workers in Sex Employment）」の強い要望によって、とても薄く、

「危害の最小化（harm minimisation）」とは、1998年の「雇用安全衛生法」では、疾患や傷害、死亡を意味する。また、職務に関連したストレスによって生み出される肉体的・精神的な害を含むものである。

「危害の最小化（harm minimisation）」ではつぎのように定義されている。「麻薬利用を抑制にやめることを期待できない人々が利用をやめる必要なく、麻薬利用によって衛生／健康を害することと社会的・経済的な結果とを最小化することをねらうアプローチである。このアプローチの基本的な目的は、危害の最小化という観点は、時間がたつにつれて薬物を利用する人々が減るよう導くということでは

あるが、一概薬物をやめるということよりも、薬物によって引き起される害を、全般的に減少させることである。」

「危険性（hazard）」とは、「雇用安全衛生法（the HSE Act）」によると、実際にもしくは潜在的に危害の原因もしくは衡敵となる（職場の内外で起る、まだ起因する）活動、アレンジメント、環境、出来事、事件、現象、過程、状況、物をさす。そこにはつぎのようなものを含む。

(1) ある人の行動が、その人もしくはほかの人に対して、実際のもしくは潜在的な危害の原因もしくは資源となる状況。

(2) 制限なく、肉体的もしくは精神的疲労や薬物、アルコール、トラウマ的な衝撃、もしくはある人の行動に影響するようなその他の一時的な状態から結果として導かれるような、(1) に記されている状況。

「ヘルス・インフォメーション」とは、「先春改革法」においては、セイファー・セックストスの実践についての情報や、性感染症の予防や治療のためのサービスについての情報を意味する。

「衛生安全査察官（Health and safety inspector）」とは、法の下にさまざまな機能の範囲を遂行するため、「雇用安全衛生法」第29前項の下に任命される人である。

「HIV」とは、ヒト免疫不全ウイルスを表すものである。このウイルスの感染は、時間がたつにつれて、AIDS——後天性免疫不全症候群を意味する——をもたらすこともある。

「HSE 法」とは、このガイドでは、1992 年「雇用安全衛生法」を表す。

「挿入型パートナー（the insertive partner）」は、セックストスの際に、ほかの人の口やヴァギナ、オ・ヴァギナ、肛門に、ペニスやほかの身体部分、セックストイを入れる側の人を指す。

「査察官（inspector）」とは、「先春改革法」の用法では、セイファー・セックストスの要求を遵守しているかどうかを判断する人のことで、25 項によつて定められているものである。査察官は、保健担当官（Medical Officer of Health）もしくはその部署によって適切に任命された人物があたる。

「保健担当官（Medical Officer of Health）」とは、1956 年の「健康に関する法律（the Health Act）」の下に、保健大臣（the Director-General of Health）によつて任命される人物のことである。保健担当官は、地域保健局（Local Health Authority）によって雇用され、「先春改革法」を含むいくつかの諸法規や諸規則もとに設定された多くの諸規則や責任を有するものである。制定された諸規則や諸責任には、情報収集、報告や公示、多様な建物への入構や視察、サンプリングもしくはテスト、医療検査の強制的な要求もしくは執行、ケアや治療のながにいる患者の隔離もしくは拘留が含まれる。

「キオ・ヴァギナ（Neo-vagina）」とは、構築されたヴァギナに用いられる名称である。MoF ランスジェンダーの人々が、手術のプロセスで、取り除かれた男性器のかわりにつけられるものである。

「要届出疾患（Notifiable disease）」とは、法によつて要請され、医療従事者が保健省に報告しなければならない疾患のことである（「健康に関する法律」Health Act, 1956 年）。

「経営者（operator）」とは、「先春改革法」の定義によると、先春ビジネスに関連して一人でもしくは複数名で、そのビジネスを所有もしくは経営、支配、管理する人のことである。（いかなる制限もなく）以下のような人々を含むものである。

(a) 経営者である会社の管理者

(b) 以下の点を決定する人

(i) 個々のセックストローカーがいつどこで働くか、

(ii) セックストローカーの商行為における条件

(iii) 買春に支配われるうちのセックストローカーが受け取る金額、もしくはその割り合

(c) 上記 (b) 項にかかる事情を決定する者を、雇用もしくは指導、監督する者

小規模経営の店舗（a small owner-operated brothel）で働くセックストローカーは、先春ビジネスの経営者ではない。また「先春改革法」の目的に照らし合わせれば、小規模経営の先春宿には、経営者は必要とされない。

「経営者証明書（operator certificate）」は、「先春改革法」第 35 項のもとに、先春ビジネスの経営者に、その証明として発行されるものである。

「アワトワーク（outwork）」とは、セックストローカーが商的な性的サービスをクライアントの家やホテルの一室など、店舗（brothel）以外で提供することである。

この文書において、「個人保護装備（personal protective equipment／PPE）」とは、消泡／殺菌（disinfection）コンドームやダム、水溶性潤滑剤、ラテックス／非ラテックス手袋のようなアイテムを指す。

「職場を監督する人（person who controls a place of work）」とは、「雇用安全衛生法（HSA）」によると、職場にかかる以下のような人を指す。

(a) 職場もしくはその一部の持ち主（owner）、もしくは借人、転借人、借地人（occupier）、所有人（person in possession）。

(b) 職場の何らかの装置の持ち主、もしくは借人、転借人、受託者。

家 (home) も職場になりうる。しかし、その家の人が、職場に関連するような管理のもとに行なないものであること。

「職場 (place of work)」とは、「雇用安全衛生法」によると、利益もしくは報酬のために、職場時間もしくは慣習上の仕事時間に、人が働く、もしくは働いている場所（建物もしくは構造物、車両の一部をなすかどうかにかかわらず）である。

被雇用者が以下のようないかで、雇用者の管理下にある場所を含む。

- 被雇用者が食事をしたり、もしくは休息したり、お急ぎ措置を受けたり、支払いを受けたりしに行く、もしくは行く可能性がある場所
- 声告を行ったり、もしくは指示を受けたり、物品もしくは車両を配達したりするような義務が被雇用者に課せられる場所

● 職場にたどりついためにはそこを通らなければならない場所
出張仕事 (outcall) の場合、クライアントの家やオフィスなど、ビジネスが行われる建物を含む。

この文書において、「PRA」とは、「先耕改革法 (the Prostitution Reform Act)」2003年を指す。

「上司 (principal)」は、「雇用安全衛生法」では、誰かを（被雇用者ではなくとも）利益もしくは報酬のために仕事をさせる者もしくはその仕事に從事させる者と定義されている。

「売春 (prostitution)」については、上記「先耕ビジネス (Business of prostitution)」を参照のこと。

「公衆衛生 (public health)」とは、その文脈によって、住民（もしくは区域）の健康状態、もしくは疾患予防や長寿、健康増進についての科学や技術を意味する。

「セックス時の受け手パートナー (the receptive partner during sex)」とは、他者がハニスやほかの身体部位もしくはセックス用器具を使って、口蓋、膣、ネオ・ヴァギナ、もしくは肛門に挿入されるものである。

「自営 (self-employed)」とは、セックスワーカーに間連して述べれば、クライアントに商業的なサービスを提供するが被雇用者ではない者を意味する。自営者は、売春ビジネスの運営者の仲契約者となる場合、小規模経営の光春宿 (brothel) の仕事をする場合、もしくはセックスワーカーとして一人で働く場合がある。

「深刻な危害 (serious harm)」とは、「雇用安全衛生法」によると、死亡、もしくは法文のスクショール 1A に記されているような種類の危害であると定義されている。そこには、本筋的もしくは一時的な身体機能の重大な喪失、48 時間を超える接客、仕事に起因する広範な病気や傷害のケースが含まれる。

「血清変換 (seroconversion)」とは、感染や免疫処置の結果として、人間のなかにある特定の抗体が表現することである。

「性感染 (sexually transmissible infection / STI)」は、性接觸によって人から人へ有機体が移行することによって伝播する感染もしくは疾患を意味する。

「セックスワーカー」とは、商業的なサービスを提供する者を意味する。

「重大な危害 (significant hazard)」とは、「雇用安全衛生法」によると、以下のような実質的なもしくは潜在的な理由もしくは原因ももつ危害である。

- 深刻な危害 (serious harm)
 - その人が危害にさらされる範囲や頻度によって、完全に、もしくはほのかの事情にも影響を及ぼすほどの深刻さを伴う危害（些細なものでのあるとはいえない危害）
 - 通常では起こらない、もしくは通常では、危害にさらされた後に一定の時間が経つまでは見つけにくい危害

「S&M」とは、サディズムとマゾヒズムを表すものである。

「小規模経営店舗 (small owner-operated brothel)」とは、「先耕改革法」ではつきのように定義される。

- (a) 4 人以上のセックスワーカーが働いていない店舗 (brothel)
- (b) それぞれのセックスワーカーが個々の売春から得る収益の支配権を維持していること「準契約者 (sub-contractor)」とは、他者に対してサービスを契約している者を意味する。準契約者は、最低賃金もしくは休日、労働争議にかかる解決のサービスなどの保護を受けない。また、不適の賃借収益について支払いをする責任がある。「雇用安全衛生法」によると、「自営」として認識されるものである。

「テーピング・タッキング・ストラッピング (Taping, tucking or strapping)」とは、サーフカルテープもしくは引き締まった下着を使用して、脚のあいだに男性器を固定することを指す。